

「令和6年度赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度の実証・普及委託業務」に係る企画提案募集要領

1 委託業務の概要等

(1) 委託業務名

令和6年度赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度の実証・普及委託業務

(2) 委託業務の背景及び目的

本県の赤土等流出問題は、全体の流出量の約8割が農地由来であり、農地の赤土等流出防止対策が重要課題となっている。しかし、農地対策は、農家にとって新たな作業や対策費用が発生するにもかかわらず、そのコストは農作物へ価格転嫁できず、直接所得に結びつくものではないことから、取組が遅れている状況である。

このため、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、重点監視海域（「沖縄県赤土等流出防止基本計画」で定める、特に対策が重要な地域。）等を有する各市町村赤土対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。令和4年度現在11箇所。）では農業環境コーディネーターを配置し、農地対策の実践や普及啓発に取り組むことで、地域における農地対策の普及や活性化を図っている。

農地の赤土等流出防止対策は、営農行為と両立しつつ、継続的に行っていくことが重要であり、そのための活動資金の確保が課題となっているが、これまでの取り組みから赤土等流出防止の対策用資材を二次利用し、収益化に繋げる仕組みが構築されつつある。

よって、本業務により、持続的な赤土等流出防止体制の構築に向けた赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度の実証・普及を実施する。

(3) 委託業務に係る企画提案内容等

企画提案仕様書のとおり。

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

(5) 予算額

令和6年度の業務委託料上限額は、14,347千円以内（消費税率10%の額を含む。）で企画提案すること。ただし、この金額は企画段階の目安であり、契約金額ではないことに留意すること。提案採択後、業務内容及び金額を調整することがある。

2 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (3) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者であること。
- (4) 本応募要領や別紙仕様書等に記載された内容を全て承諾する者であること。
- (5) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置する者であること。なお、応募は共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、次のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1)から(4)及び(6)から(14)の要件を満たしており、共同企業体のうち、一者以上が沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置していること。なお、業務の効果的・効率的な実施の観点から、共同企業体を代表する事業者は沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置する者とする。
 - ウ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうち最大の出資割合であること。
 - エ 共同企業体を構成する事業者間には、資本の提携がないこと。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。（他県等においても同様とする。）
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次のア～キに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。

(11) 過去5年間以内にファンドレイジング、ドネーション等の資金確保に係る業務の実績を有する者であること。

(12) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入し、保険料の滞納がないこと。

(13) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(14) 労働関係法令を遵守していること。

3 応募手続き等

(1) 企画提案書の提出

- ア 提出期間 令和6年5月21日(火)17時(必着)
- イ 提出書類 企画提案書及び提出書類一式(「4 提出書類等」参照)
※企画提案書等について県から疑義照会を行うことがある。
- ウ 提出方法 持参、郵送、Eメール
※郵送で提出する場合は、配達記録等の到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。
- エ 提出場所 沖縄県農林水産部営農支援課(県庁9階)
- オ 企画提案件数 1者あたり1件

(2) 質問の受付及び回答

- ア 受付期間 令和6年5月16日(木)17時まで
- イ 質問方法 【様式9】質問票をEメールで提出する。件名は、「【質問】赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度設計委託業務」とすること。
- ウ 回答方法 随時、営農支援課ウェブサイトに掲載する。

(3) 平成29年～令和5年度の同委託業務の実績報告書の閲覧等
希望する場合には、「9 問合せ先」へ問合せ、相談ください。

4 提出書類等

(1) 提出書類の編纂方法及び部数

- ア 提出書類は全てA4判、縦、左綴りとし、任意様式を除いて縦長横書き

とする。

イ 提出書類の並びは(2)ア～スの順とし、イ～コにページ番号を付すこと。

ウ 提出部数は、原本1部(代表者印を押印した書類)、副本9部(原本のコピー)の計10部とする。

(2) 提出書類と記載・添付等の注意事項

企画提案仕様書の内容を踏まえ、以下の事項について記すこと。審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大としないこと。

ア 【様式1】企画提案参加表明書

イ 【任意様式】企画提案書

(ア) 基本方針

本業務を実施するにあたっての基本的な考え方及び基本方針について記述すること。

(イ) 基本認識

農地における赤土等流出防止対策の現状及び課題について記述すること。

(ウ) 業務提案、業務手法の概要

企画提案仕様書の「6 委託業務内容」に関する実施内容、実施体制、取組手法、スケジュール等について記載すること。

また、持続的な赤土等流出防止体制の構築に向けて目指すべきスキームを図示すること。

ウ 【任意様式】業務フロー及び工程表

エ 【様式2】業務遂行体制

本業務の業務完了までの期間を通じて、担当するすべての者について記載すること。

オ 【様式3】会社概要

定款(又は寄付行為)、登記事項証明書及び決算書(直近2年間)を添付すること。

共同事業体の場合には、全社分提出すること。

カ 【様式4】業務実績一覧表

過去5年以内におけるファンドレイジング、ドネーション等の資金確保に係る業務の受託実績を記載すること(類似事例も含む)。

キ 【様式5】見積書

積算内訳を添付すること。積算の費目については、以下の内容とする。

①直接人件費

②直接経費(報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料等。上記①及び再委託費を除く)

③直接経費(再委託費)

④一般管理費((①+②-③)の10%以内)

⑤消費税

ク 【様式6】誓約書

共同事業体の場合には、全社分提出すること。

ケ 【様式7】コンソーシアム協定書

共同企業体による応募の場合、提出する。

コ 【様式8】社会保険に加入義務がないことについての申出書

加入義務がない場合、提出する。

サ 県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認できる書類
都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの）

税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書（発行後3か月以内のもの）

シ 労働保険に加入していることが確認できる書類

企画提案書の提出期限申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し。例) 労働保険証明願、領収証書、口座振替結果のお知らせ、納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

ス 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類

企画提案書の提出期限直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し。例) 領収証書、社会保険料納入証明書、納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

5 審査

(1) 一次審査(書類審査)

営農支援課にて一次審査(書類審査)を行い、上位3者程度を選定する。応募が3者以下の場合是一次審査を実施せず、応募資格要件の適否を確認できた者は全て二次審査の対象とする。

一次審査通過者にのみ二次審査の日時等を通知し、選定されなかった者には結果のみを通知する。

(2) 二次審査(企画提案審査会)

以下のとおり企画提案書審査会を開催し、一次審査で選定された企画提案書に係る各者のプレゼンテーションについて、事業目的、応募資格等はもとより専門委員による専門的視点から検討した後、採点する。

審査結果は、企画提案審査会開催の翌日以降1週間以内に通知する。

ア 日時(予定) 令和6年5月下旬

イ 場所(予定) 沖縄県庁内会議室

ウ 審査場所への入室者 1者あたり2名内

エ プレゼンテーション時間 1者あたり発表15分、質疑応答5分

オ 提出された企画提案書に基づき説明すること。

※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。ただし、企画提案書の内容についてパソコン、プロジェクターを用いたプレゼンテーションは可とする。

6 企画提案書の評価基準等

(1) 主な評価基準

ア 業務の理解度

- 目的、基本的な考え方、基本方針、基本認識等
- イ 企画提案の内容
 - 提案内容の効果、有効性、妥当性、実現性等
- ウ その他
 - 業務遂行体制、業務実績、経費見積等

(2) 採点方法

- ア 各委員は企画提案者の提案内容を踏まえ、各審査項目について採点し、評価点をつける。
 - その評価点の合計が最も高い者を第1位入選者とする。
- イ 評価点の合計が1番高い者が2者以上ある場合は、1位の数が多い者を選定する。
 - 1位の数が同数の場合は、各委員と協議して、委託先を選定する。

7 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案書の提出に当たっては、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 今回の募集は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (4) 委託契約については、原則として、企画提案審査で最高順位の候補者と契約締結に向け協議を行う。ただし、当該候補者との協議が整わなかったときは、あらためて次点の候補者と協議を行う。
- (5) 業務の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保障するものではない。
- (6) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (7) 選定結果は、「公募等プロポーザル方式に関する情報の公表要領（農総第1558号、平成25年9月1日制定）に基づき公表する。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれ

かに該当する場合は、契約保証金の一部の納付を免除する。

- 8 問合せ先(参加申込書、質問書、応募申請書 提出先)
沖縄県農林水産部営農支援課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(9階)
TEL : 098-866-2280 FAX : 098-866-2309
E-mail : aa045004@pref.okinawa.lg.jp